

# 段階的緩和期間における東京都の対応

---

令和3年3月18日

# 1. 段階的緩和期間における東京都の対応

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### （1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

### （2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

## 4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

## 2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

### <① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで）</li> <li>・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u></li> <li>・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

### <その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</li> <li>・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）</li> </ul>
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう</li> <li>・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）</li> </ul>

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

### <② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう （あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼）</li> <li>・ 令和3年3月22日（月）0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和</li> </ul>
----	--